

神戸市中学校体育館の夜間開放 ご利用にあたっての注意事項

(学校施設について)

- ・あくまで学校施設であり、学校は大切な学習環境を学校開放に提供しています。子供たちの学習環境を良好に維持するため、施設利用にあたってはルールを守り、適切に使用してください。学校備品を乱暴に扱うといったことや、片付けをきちんとしていただけないようなことがあると、翌日の授業に直接的な支障が生じます。ご理解のうえ、ご協力をお願いします。
- ・開放での施設利用については学校の関与外となりますので、利用に関する事での学校へのお問い合わせはお止めください。また、利用時間帯におけるトラブル等については、学校は責任を負いません。
- ・予約が成立していても学校行事等の関係で急遽施設が利用できなくなる場合があります。あくまで学校活動が優先であることをご了承ください。また、その場合は教育委員会より代表者にご連絡をいたします。
- ・備品等の破損や電気の不具合等があった場合は、9時から22時の間にお問い合わせ窓口までご連絡ください。

(利用者アカウントについて)

- ・学校施設利用にあたり、不適切な利用があった場合、教育委員会より利用団体の代表者にご連絡をいたします。連絡後も利用の改善が見られないとき、またはきわめて悪質な行為と認められる場合や、利用予約のキャンセル手続きを行うことなく利用しないことがありましたら、利用者アカウントを廃止する場合があります。
- ・利用者アカウントは自らの責任をもって管理し、アカウントを第三者に使用させたり、又は譲渡したりしないでください。

(利用について)

- ・開始、終了時刻が守られないと、近隣住民から騒音や照明に対する苦情のもととなります。ルールを守ることを前提に学校施設の使用を許可していますので、必ず時間を守り、活動の前後は学校および学校近辺に留まることのないようにしてください。
- ・通用門の南京錠の暗証番号は代表者が管理し、他者へ教えることはお止めください。
- ・準備と後片付けも含め、時間内に収めるようにしてください。
- ・多くの方にご利用いただけるようにするため、利用がなくなった場合は、速やかにシステムからキャンセル申請を行ってください。
- ・まちかぎりモートの「部屋ページ」を参考に、定められた通用門や動線をご利用ください。必要のない場所への侵入や、許可されていない学校設備の使用はお止めください。
- ・学校敷地内を通行する際、足元が暗い場合がありますので、懐中電灯等をご持参ください。
- ・学校敷地内は全面禁煙、敷地周辺も喫煙禁止です。
(健康増進法及び兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」により、敷地の周囲も喫煙を制限)
- ・敷地周辺外においても、喫煙ルールを守り、節度をもった行動をとるように徹底してください。

(省エネの取り組みについて)

- ・開放施設の光熱水費は当面、公費での負担となります。節電、環境負荷軽減の観点から、電灯や空調機の消し忘れ等に十分注意してください。また、安全管理上、ストーブの使用はしないでください。

(安全な利用について)

- ・開放施設を利用する際は、安全に配慮しながら活動してください。
- ・活動中発生した事故については、施設または設備の不備によるものを除き、すべて利用者の責任となります。
- ・万が一、利用者が活動中に施設、または、設備に損害を与えた場合は、原状回復もしくは損害賠償の責任を負います。
- ・お車や自転車での来校が可能かについては、まちかぎりモートの「部屋ページ」で必ずご確認ください。
駐車・駐輪が可能な学校については、決められた場所や駐車台数を厳守してください。
また、周辺道路や近隣商業施設専用駐車場等への駐車は絶対にしないでください。

(免責)

- ・利用当日に、システム及び施設設備のトラブル、その他やむを得ない事由により、施設利用ができなかった場合、利用者に損害が生じても市は責任を負いません。